

越前町環境条例

(平成18年8月1日施行)

6月定例議会で、「越前町環境条例」が制定され、平成18年8月1日から施行されます。この条例は、「町民」、「事業者」、「町」のそれぞれの責務と環境を保全するための施策を明らかにし、町民の快適な生活を確保することを目的としています。

三者の責務

◎町民の責務

- 日常生活の中で、省エネ、省資源、ごみの減量などを心がけ、できるだけ環境に負担をかけないように努めること。
- 所有する土地などは、清潔に管理すること。
- 町が行う環境を守るための施策に協力すること。



◎事業者の責務

- 事業活動に伴って生ずる汚水、ばい煙、廃棄物を適正に処理し、公害の防止に努めること。
- 物の製造、加工または販売の事業活動にあたり、再生資源や廃棄されても環境への負荷が少ない製品を利用するよう努めること。

◎町の責務

- 地下水を貴重な資源と認識し、地下水障害の防止に努めること。
- 地域の自然的または社会的条件に応じた、環境を保全する施策を行うこと。
- 環境の保全に関する指導や意識の啓発を行い、資源の有効利用に努めること。

環境を保全するための施策

◎環境基本計画の策定

環境基本計画とは、環境を守るための施策や目標など、環境に関する事項の今後の計画を示したものです。策定後の環境に関する事項は、この計画に沿って行われます。

なお、策定には、環境保全審議会(条例第44条)による調査審議となります。



◎調査・監視体制の整備

水質・大気などの状況を定期的に検査、測定し、その結果によりさらに監視を強化し、保全施策を推進していきます。

◎環境に関する教育および学習の推進

環境に関する理解と認識を深めるために、人材の育成や学校などでの環境教育、情報の提供に努めます。



特定工場に対し届出を義務化

特定工場に該当する事業者に対し、その施設の設置、廃止、変更などの届出が義務付けられます。(特定工場とは、ばい煙などを排出し、または、発生させるおそれのある事業場のうち規則で定めるものをいう。)

また、公害防止協定の締結や地元説明会の開催も義務付けられています。



禁止行為について

◎野外焼却の禁止

野外焼却とは、ごみを適正な焼却設備を用いずに燃やすことです。家庭用の簡易焼却炉やドラム缶・一斗缶での焼却も野外焼却にあたります。燃やしている時の嫌なにおいや煙は周りの迷惑となり、自分だけでなく、他人の健康までも害することとなります。なお、左の例は野外焼却の例外となりますが、ゴムやプラスチックなど、悪臭やひどい煙を出す物は燃やせません。



〔野外焼却の例外となるもの〕

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却(どんど焼き、キャンプファイヤーなど)
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる焼却
- 風呂焚きなど日常生活を営む上での焼却、または暖を取る程度の軽微な焼却



◎廃棄物の不法投棄の禁止

心ない人により、山などの人目につかない場所が格好の「ごみ捨て場」になっています。「自分だけなら」という気持ちで美しいまちを汚しています。自分で出したごみは自分で正しく処理しましょう。なお、不法投棄を発見したら、役場または警察に通報をお願いします。



◎犬のふんの放置禁止

道路に落ちているふんは誰が見ても嫌なものです。犬を散歩させるときは回収用具を持って行き、飼い主が犬のふんを必ず持ち帰るようにしましょう。

罰則について

- 条例では、次のような行為をした人に対し、罰則が適用されます。
- 条例で定める届出義務を怠ったり、虚偽の届出をした人。
- 違反行為に対する変更命令や施設の改善命令に従わない人。
- 禁止行為に対する停止命令などに従わない人。

「越前町環境保全審議会」委員募集

越前町の環境を未来の世代に引き継ぐための施策や環境の保全に関する重要な事項について、調査審議をする委員を募集します。

応募資格

町内に住所を有する20歳以上の人

募集人数

5人

応募方法

役場、各総合事務所にある応募用紙に必要事項を記入し、保健衛生課へ提出してください。なお、応募者多数の場合は委員の構成を考慮して決定します。

募集期間

8月1日(火)～8月21日(月)

申込・問合せ先

保健衛生課 ☎34-8710